箕面市強靭化地域計画

令和4年2月箕 面 市

目 次

第1章 計画の策定趣旨・位置付け・・・・・・・・・・・・1
 計画の策定趣旨 計画の位置づけ 計画期間
第2章 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・2
 基本目標 対象とする災害(リスク) 事前に備えるべき目標 箕面市強靭化地域計画を推進する上での基本的な方針
第3章 脆弱性評価の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・4
 起きてはならない最悪の事態 脆弱性評価の結果
第4章 強靭化に向けた施策方針・・・・・・・・・・・・・・6
 強靭化に関する施策分野 脆弱性評価を踏まえた具体的な取り組み
第5章 計画の推進と見直し・・・・・・・・・・・・22
 計画の推進体制 計画の進捗管理
【別紙】「起きてはならない最悪の事態」を防ぐための対策(脆弱性評価)

【別添】箕面市強靱化地域計画に係る個別事業一覧(具体的な取組み)

第1章 計画の策定趣旨・位置付け

1. 計画の策定趣旨

近年、気候変動の影響により、想定を超える豪雨や台風等の気象災害が激甚化とともに頻発化しています。また、近い将来、南海トラフ沿いの大規模地震が想定され、加えて火山の噴火等による大規模自然災害等が発生する恐れも指摘されています。このような今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備え、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、総合的な防災・減災対策を効果的に取り組むことが急務となっています。

こうした中、国においては、大規模自然災害等に備えた強靭な国づくりに向け、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年(2013年)12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(以下「基本法」という。)」が公布、施行され、平成26年(2014年)6月には、基本法第10条に定める「国土強靭化基本計画(以下「基本計画」という。)」が閣議決定されました。この基本法及び基本計画に基づき国は、国土強靭化推進本部を設置し、強くしなやかな国民生活の実現に向けて国土強靭化を総合的かつ計画的に進めています。

また、大阪府においても、平成28年(2016年)3月に「大阪府強靭化地域計画」を策定し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に実施しています。

これまで本市では、阪神・淡路大震災、東日本大震災など過去の災害を教訓に、市域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興に関し、箕面市、大阪府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び市民・事業者の基本的責務を定め、防災関係機関の業務の大綱を策定することにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした「箕面市地域防災計画」を策定・運用するなどして市民の安全と安心の確保のために、防災・減災対策に取り組んできました。

想定を超える大規模自然災害等が頻発する中、より安全で安心なまちづくりを進めるためには、これまでの取り組みをより一層向上させていく必要があります。このような観点から、いかなる自然災害等が発生しても、人命の保護を最大限に図り、地域社会の被害は最小限に抑え、そして速やかに回復する「強さとしなやかさ」をもった「強靭な地域」を構築していくため、基本法の理念を踏まえ、本市の強靭化に関する指針となる「箕面市強靭化地域計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく「国土強靭化地域計画」として策定するもので、基本 法第 14 条に基づく基本計画とは調和が保たれた計画です。また、「箕面市地域防災計画」と 基本的な考え方の整合性が保たれた計画とし、国土強靭化に係る事項については、他の計画 等の指針となるものです。

3. 計画期間

本計画は、強靭化の推進に関して、中長期的な視野のもとで施策の推進方針や方向性を明らかにするため、計画期間は令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの概ね5年間とします。ただし、社会情勢の変化や具体的な取り組みの進捗状況等を考慮し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本目標

基本計画及び大阪府強靭化地域計画との調和を図り、基礎自治体としての役割を踏まえ、 以下の4つを基本目標とします。

- (1) 人命の保護が最大限図られる。
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

2. 対象とする災害(リスク)

本計画において、本市に影響を及ぼす災害(リスク)としては、市域特性も踏まえ、市域 に甚大な影響を与えることが想定される大規模自然災害《地震・風水害(台風、豪雨、土砂 災害等)》を対象とします。

なお、本市域の災害環境については、本市域に係る防災に関し、総合的かつ基本的な計画である「箕面市地域防災計画」に記載するとおりとします。

3. 事前に備えるべき目標

前記 1. 基本目標の実現に向け、いかなる災害が起ころうとも、あらゆるリスクを想定し、起きてはならない最悪の事態に陥ることを避けることができる強靭な行政機能や地域社会を事前に作り上げるため、基本計画及び大阪府強靭化地域計画との調和を図り、以下の8つを事前に備えるべき目標とします。

- (1) 直接死を最大限防ぐ。
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する。
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。

- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない。
- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めると ともに、早期に復旧させる。
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する。

4. 箕面市強靭化地域計画を推進する上での基本的な方針

前記 1. 基本目標と 3. 事前に備えるべき目標を実現し、事前防災及び減災その他迅速な 復旧復興等地域の強靭化を進めていくため、以下の基本的な方針に基づき地域の強靭化に 取り組みます。

(1) 市民・事業者等の主体的な参画

市民、事業者等と「自助」、「共助」、「公助」の考え方を共有し、国、府、市、市民、事業者、地域、ボランティア等との適切な連携と役割分担のもと、それぞれが主体的に行動し協働できる取り組みを促進します。

(2) 効率的・効果的な施策の推進

基本目標に即し、社会資本の老朽化を踏まえたうえで、優先度と費用対効果を考慮し、災害リスクや地域の状況等に応じて、「ハード対策」と「ソフト対策」を適切に組み合わせるなど、常に効率的・効果的な施策を検討します。

また、非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、平時にも地域で有効に 活用される施策となるよう工夫します。

(3) PDCA サイクルの徹底

効率的・効果的に強靭化の取り組みを進めるためには、施策の優先度を考慮しながら進める必要があります。そのため、本計画に位置づける個別の施策の推進は、基本目標を踏まえ、それぞれ関連づけられる計画に基づき、進めていきます。

また、個別の施策については、基本的にはそれぞれに関連付けられる計画において、 進捗管理、評価等を行うこととし、強靭化に関する他の計画を見直しを行う場合には、 本計画との整合性について留意するものとします。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、平時にも地域で有効に活用される施策を取り入れ、自然との共生を図るよう進めます。

また、人とのつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、女性、高齢者、子ども、障害者、外国人市民等に十分配慮して施策を講じ、各地域において強靭化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。

(5) 広域連携の取り組み

地域の強靭化を効果的に進めるため、関西広域連合、大阪府、近隣自治体等との連 携強化を図り、市として事前防災・減災を効果的に進めます。

第3章 脆弱性評価の実施

1. 起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、「起きてはならない最悪の事態」を想定したうえで行うこととされている(基本法第 17 条第 3 項)。本市においては、基本計画及び大阪府強靭化地域計画で設定された「起きてはならない最悪の事態」を基本としつつ、本市の特性を踏まえ、前記 8 つの「事前に備えるべき目標」の達成に向け、31 の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

	ま <i>した</i> 。							
事	前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態					
		1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不 特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の 発生					
1	直接死を最大限防ぐ	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規 模火災による多数の死傷者の発生					
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による 多数の死傷者の発生					
		1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者 の発生					
		2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関 わる物資・エネルギー供給の停止					
		2 - 2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生					
	救助・救急、医療活	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動 等の絶対的不足					
2	動が迅速に行われるとともに、被災者等	2 - 4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱					
2	とともに、被災者等」の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の 麻痺					
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生					
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数 の被災者の健康状態の悪化・死者の発生					
3	必要不可欠な行政機 能は確保する	3-1	市職員、施設等の被災による市役所機能の機能不全					
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービ	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能 停止					
4	に に に に に に に に に に に に に に に に に に に	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要 な者に伝達できない事態					

		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報 の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅 れる事態	
5	経済活動を機能不全	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	
J	に陥らせない	5 - 2	食料等の安定供給の停滞	
	ライフライン、燃料 供給関連施設、交通	6-1	電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や 都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の 長期間にわたる機能停止	
6	ネットワーク等の被 害を最小限に留める	6 - 2	上水道等の長期間にわたる供給停止及び汚水処理施 設等の長期間にわたる機能停止	
	とともに、早期に復	6-3	交通インフラの長期間にわたる機能停止	
	旧させる	6-4	防災インフラの長期間にわたる機能不全	
		7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の 死傷者の発生	
	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒 壊等に伴う陥没による交通麻痺	
7		7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積し た土砂の流出による多数の死傷者の発生	
		7 - 4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	
		7-5	農地・森林等の被害による国土の荒廃	
		8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興 が大幅に遅れる事態	
	社会・経済が迅速か	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿	8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
8	で復興できる条件を整備する	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の 発生により復興が大幅に遅れる事態	
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティ の崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	

2. 脆弱性評価の結果

「起きてはならない最悪の事態」に対し、本市の取り組んでいる施策等について、その取り組み状況の把握や現状の課題等を抽出し、脆弱性を分析・評価しました。評価結果は【別紙】のとおりです。

第4章 強靭化に向けた施策方針

1. 強靭化に関する施策分野

本計画で対象とする国土強靭化に関する施策分野として、本市の各部局室が所管する業務等を勘案し、次の8つの個別の施策分野と3つの横断的分野とします。

個別施策分野			横断的分野
1	行政・消防機能・防災教育等	1	リスクコミュニケーション
2	住宅・都市	2	老朽化対策
3	保健医療・福祉	3	人材育成
4	環境・エネルギー		
5	情報通信		
6	産業・農業		
7	交通・物流		
8	国土保全		

2. 脆弱性評価を踏まえた具体的な取り組み

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、重点的に 実施する具体的な取り組みを前記 1. 施策分野ごとに次のとおり整理します。

また、各施策の進捗状況や社会情勢の変化、国・府、関係機関等の動向を踏まえ、適宜見直しを行うとともに、各施策と関連した個別事業については、別に定めることとします。

重点的に実施する具体的な取り組み

「起きてはならない最悪の事態」に対し、本市の具体的な取り組みは次のとおりです。 次の表において、「対応する『事前に備えるべき目標』」の項目中の丸付き数字については、 前記第3章1. 起きてはならない最悪の事態(4、5頁を参照)で記載している「事前に備 えるべき目標」の番号に対応しています。

【個別施策分野】

行政・消防機能・防災教育等 ●施策内容 対応する「事前に備えるべき目標 | 公共施設等の防災対策の推進 (1) 2 (3) **(4)** 防災拠点としての行政機能を維持し、災害時の安全・安心を確保するため、庁舎や学校、 (1) 公園施設、市営住宅などの市有建築物の耐震対策、非常用電源設備等の整備及び各施設に おける浸水対策を実施する。 対応する「事前に備えるべき目標」 業務継続体制の強化 2 | 3 (1) 既存の地域防災計画、災害時受援計画、災害対策本部実働マニュアルや BCP について、 随時、検証や見直しを行い、必要な体制整備の強化を図る。 災害時に適切な応援を受けることができるよう、災害時の応援協定締結団体との連携を 強化する。 対応する「事前に備えるべき目標」 災害発生時の配備体制 2 **(4)** (3) (8) ICT を活用して、職員の安否確認や情報共有体制を強化し、災害時の配備体制を確実に するとともに、さまざまな訓練等を通じて、災害対応にあたる職員の災害対応能力の向上 を図る。 防災行政無線等を活用し、関係機関相互の迅速かつ確実な情報連絡及び連携体制を確保 し、被害状況の早期確認、災害情報の収集を行う。 自衛隊の駐留拠点や外部からの支援物資・ボランティアの受け入れなどを行う渉外拠点 を決め、災害対応に必要な体制の強化を図る。 対応する「事前に備えるべき目標」 財務処理体制の確保 (3) (8) 自然災害発生後に、停電等が発生した場合においても、緊急を要する支払等の財務処理 (1) が行えるよう、実効性を確保する。

5	安全な避難体制及び避難所生活環境の確		対応す	る「	事前に	備える	べき	目標」	
J	保	1	2	3	4	5	6	7	8
1	安全な避難を行うため、指定避難所(福	祉避難	惟所を	含む)	や一眼	 遊難均	也等の	指定、	避難
	受け入れ体制を確保し、市民に周知を図る	ととも	に、ス	ムーフ	ズな避難	難誘導	や避難	揺者の(QOL
	確保等について、必要に応じて避難所運営	マニュ	アルの	D改訂	を行い	、適切	な運営	宮に努る	める。
2	食料や燃料等については、府と共同備蓄	を進め	ろると	ともに	、必要	原備蓄量	量確保	のため	、民
	間事業者等と協定等を結ぶなど多様な方法	による	る物資	の調達	・確保	保に努る	める。		
3	避難者の健康管理や生活環境の整備を行	うたぬ	め、健	康相談	、栄養	を相談、	心の	健康相	談等
	必要な相談業務を総合的に実施する体制を	確保了	ける。						
4	感染症流行禍においては、避難所におけ	る感染	杂症拡	大防止	のため	、飛泡	未感染	の防止	策や
	避難者同士の間隔の広さの検討、体調不良	者を陥	扇離す	るため	の専用]スペ・	ースの	確保な	:ど、
	適切な感染症対策を講じる。								
6	消防・救急体制の確保		対応す	├る [₹	事前に	備える	べきE	目標」	
U	用例 ·	1	2	3	4	5	6	7	8
1	迅速かつ的確な消火・救急・救助活動を	実施す	するた	め、消	防防災	(施設・	や消防	車両等	の防
	災資機材の計画的な整備を行い、消防体制	の充実	度・強/	化を図	るとと	:もに、	消防	団の活	動強
	化や消防用水の確保等を進める。								
L	10 : 1111/4/14 4 - 144/14 4 - 146 - 1								
2	迅速かつ的確な消防活動実施のため、初	動体制	训、情	報収集	体制、	通信道	運用体	制、火	災防
2						. –		制、火	災防
	迅速かつ的確な消防活動実施のため、初 御活動体制、救急・救助体制、広報体制、		支援体	制等の	整備に	子努め.			.災防
7	迅速かつ的確な消防活動実施のため、初		支援体	制等の	整備に	子努め.	る。		· 災防
	迅速かつ的確な消防活動実施のため、初 御活動体制、救急・救助体制、広報体制、	後方 ³ ①	支援体 対応す	制等の - る「i 3	整備に 事前に 4	三努め 備える 5	る。 うべき [標]	8
7	迅速かつ的確な消防活動実施のため、初 御活動体制、救急・救助体制、広報体制、 広域的な応援・受援体制の充実	後方3 ① 合に備	対応す	制等の 「る「 ³ 緊急消	整備に 事前に 4 防援助	- 努め 備える - 5]隊のき	る。)べき [{ 受け入	目標」 ⑦ れ体制	g の整
7	迅速かつ的確な消防活動実施のため、初 御活動体制、救急・救助体制、広報体制、 広域的な応援・受援体制の充実 被災地のみで救急・救助活動が困難な場	後方3 ① 合に備	対応す	制等の 「る「 ³ 緊急消	整備に 事前に 4 防援助	- 努め 備える - 5]隊のき	る。)べき [{ 受け入	目標」 ⑦ れ体制	g の整
7	迅速かつ的確な消防活動実施のため、初 御活動体制、救急・救助体制、広報体制、 広域的な応援・受援体制の充実 被災地のみで救急・救助活動が困難な場 備や、自衛隊、警察、消防等の支援部隊が	後方5 ① 合に値 集結・	対応する	制等の つる「3 緊急消 する外	整備に 事前に 4 防援助 部支援	三努め 備える 毎 り隊の 受けり	る。 j べき [⊕ 受け入 入れ拠	目標」 ⑦ れ体制	g の整
7 ①	迅速かつ的確な消防活動実施のため、初 御活動体制、救急・救助体制、広報体制、 広域的な応援・受援体制の充実 被災地のみで救急・救助活動が困難な場 備や、自衛隊、警察、消防等の支援部隊が 進める。 受援力向上、被害状況確認補助のため、	後方5 ① 合に伽 集結・ ヘリサ	対応する	制等の る「 3 緊急消 する外 の整備	整備に 事前に 4 防援助 部支援 を促進	一	る。 5 べき E 受け入 入れ拠。	目標」 ⑦ れ体制 点の整	e Jの整 i備を
7 1	迅速かつ的確な消防活動実施のため、初御活動体制、救急・救助体制、広報体制、広域的な応援・受援体制の充実 被災地のみで救急・救助活動が困難な場備や、自衛隊、警察、消防等の支援部隊が進める。 受援力向上、被害状況確認補助のため、 府、近隣市町村等と防災協定等により相	後方5 ① 合に伽 集結・ ヘリサ	対応する	制等の る「 3 緊急消 する外 の整備	整備に 事前に 4 防援助 部支援 を促進	一	る。 5 べき E 受け入 入れ拠。	目標」 ⑦ れ体制 点の整	e Jの整 i備を
7 ①	迅速かつ的確な消防活動実施のため、初 御活動体制、救急・救助体制、広報体制、 広域的な応援・受援体制の充実 被災地のみで救急・救助活動が困難な場 備や、自衛隊、警察、消防等の支援部隊が 進める。 受援力向上、被害状況確認補助のため、	後方式合に係集結・ヘリサ	対応する。	制等の る	整備に 事前に 4 防 支 を 促進 を 進 る	一	る。 5 べき E 受け入 入れ拠。	目標」 ⑦ れ体制 点の整	e Jの整 i備を
7 ① ② ③	迅速かつ的確な消防活動実施のため、初御活動体制、救急・救助体制、広報体制、広域的な応援・受援体制の充実 被災地のみで救急・救助活動が困難な場備や、自衛隊、警察、消防等の支援部隊が進める。 受援力向上、被害状況確認補助のため、 府、近隣市町村等と防災協定等により相 者等との防災協定の締結等を推進する。	後方式合に係集結・ヘリサ	対応する。	制等の る	整備に 事前に 4 防 支 を 促進 を 進 る	一	る。 5 べき E 受け入 入れ拠。	目標」 ⑦ れ体制 点の整	e Jの整 i備を
7 ①	迅速かつ的確な消防活動実施のため、初御活動体制、救急・救助体制、広報体制、広域的な応援・受援体制の充実 被災地のみで救急・救助活動が困難な場備や、自衛隊、警察、消防等の支援部隊が進める。 受援力向上、被害状況確認補助のため、 府、近隣市町村等と防災協定等により相	後方式合に係集結・ヘリサ	対応する。	制等の る	整備に 事前に 4 防 支 を 促進 を 進 る	一	る。 5 べき E 受け入 入れ拠。	目標」 ⑦ れ体制 点の整	e Jの整 i備を
7 ① ② ③	迅速かつ的確な消防活動実施のため、初御活動体制、救急・救助体制、広報体制、広域的な応援・受援体制の充実 被災地のみで救急・救助活動が困難な場備や、自衛隊、警察、消防等の支援部隊が進める。 受援力向上、被害状況確認補助のため、 府、近隣市町村等と防災協定等により相 者等との防災協定の締結等を推進する。	後方5 ① 合に偏 集結・ つリサ	対応する。	制等の「乳筒の「乳筒の「乳筒の「乳筒の「乳筒の「乳筒の「乳筒の「乳筒の「乳筒の「乳筒	整備に 事前に 分援 を促進 を 事前に も も も も も も も も も も も も も も も も も も も	一	る。	目標」 れ体制点の整 、民間 目標」 ⑦	の整 備を 事業
7 ① ② ③	迅速かつ的確な消防活動実施のため、初御活動体制、救急・救助体制、広報体制、広域的な応援・受援体制の充実 被災地のみで救急・救助活動が困難な場備や、自衛隊、警察、消防等の支援部隊が進める。 受援力向上、被害状況確認補助のため、 府、近隣市町村等と防災協定等により相 者等との防災協定の締結等を推進する。 防災教育等の推進	後方5 ① 合に偏 集結・ へリサ	大援体対応 ② まれる 一	制等の ③ 割消外 かかる ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	整備に 事前に 母 援 支 促 進 が 市 4 立 中 一 立	一	る。	目標」 の れの を は に に に に に に に に に に に に に に に に に に	の整 備を 事業
7 ① ② ③	迅速かつ的確な消防活動実施のため、初御活動体制、救急・救助体制、広報体制、広域的な応援・受援体制の充実 被災地のみで救急・救助活動が困難な場備や、自衛隊、警察、消防等の支援部隊が進める。 受援力向上、被害状況確認補助のため、 府、近隣市町村等と防災協定等により相 者等との防災協定の締結等を推進する。 防災教育等の推進 子どもたちが自ら命を守る行動をとるこ	後方5 ① 合に偏・ 本	を接体でする。 対応を表示しては、 対応を表示しては、 を対でも、 を対応を表示しては、 を対応を表示しては、 を対応を表示しては、 を対応を表示しては、 を対応を表示して、 を対応を表示して、 を対応を表示して、 を対応を表示して、 を対応を表示して、 を対応を表示して、 を対応を表示して、 を対応を表示して、 を対応を表示して、 をがを、 をがを、 をがを、 をがを、 をがを、 をがを、 をがを、 をがを、 をがを、 をがを、 をがを、 をがを、 をがを、 をがををがを、 をがをがをがを、 をがをがをがをがをがをがをがでをがでをがでをがでをがでをがでをがでをがでをがでを	制ち③急る整強る争う及のかるかののからののでは、これのこれを表する。	整備に 事前 4 一	一	る。 き	目標」 れんの整 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には	の整備を
7 ① ② ③	迅速かつ的確な消防活動実施のため、初御活動体制、救急・救助体制、広報体制、広域的な応援・受援体制の充実 被災地のみで救急・救助活動が困難な場備や、自衛隊、警察、消防等の支援部隊が進める。 受援力向上、被害状況確認補助のため、 府、近隣市町村等と防災協定等により相 者等との防災協定の締結等を推進する。 防災教育等の推進 子どもたちが自ら命を守る行動をとるこ態に応じ、自ら判断をせざるを得ない実践	後方5 ① 合集 へ 互応 ひ が な い が な い が な い が な い が な い が な い が な い い か な い い か な い い か な い い か な い い か な い い か な い い か な い い か な い い か な い い か な い い か な い い か な い い か な い い か な い い か な い い か な い い か な い な い	を接対 ② 「	制する③急るのから・ラス横のの「シート」を対象を強している。またの一番では、びいる。	整備に	一	る。 き	目標」 れんの整 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には	の整備を

◆重要業績指標 (K P I)

重要業績指標	現状	目標
消防団員数	575 人(R2)	624 人(R7)
出張防災講座	3回 (R2)	12 回(R7)

2 住宅・都市

_	1/ /-/-		
_	TO WAY		シハ
•		$\nu \vee$	\rightarrow

	水(1)口	対応する「事前に備えるべき目標」							
1	防災空間の整備 	1	2	3	4	5	6	7	용
1	地震等に伴う市街地や不特定多数が集ま 火・準防火地域の指定、広幅員道路の整備 策を進める。					–			
2	対策活動及び地域コミュニティの活動拠点、緊急時の避難場所等防災上重要な役割を担うため、計画的な整備に努める。								
2	住宅・建築物の耐震化	1	対応す ②	ける [₹ 3	事前に 4	備える 与	らべき 6	目標」 ⑦	8
1	大地震時における建築物の倒壊による市	民の人	命・	財産へ	の被害	系を最/	小限に	食い止	:める
	ため、建築物の耐震化の必要性を広く市民に周知し、建築物の耐震化を促進する。 特に、市内に多く存在する旧耐震の木造住宅については、国・府と協調した補助制度を 活用し、促進を図る。								度を
2	ブロック塀等の倒壊による災害を未然に防止し、道路の通行を確保するため、啓発、補助制度の周知等を推進する。 老朽住宅や危険空き家による災害危険性の増大を防ぐため、所有者への働きかけ等の対								
3	策を講じる。								
3	上下水道の供給・機能確保の推進	1	対応す ②	ける「₹ 3	事前に 4	備える ⑤	がべき ⑥]標」 ≠	용
1	上水道施設、管路の老朽化や耐震化対策 事業者間の連携及び広域的な応援体制構築			ともに	、早期	月復旧~	できる	よう、	水道
2	被災時の下水道(汚水処理)機能を確保 や下水道業務継続計画の運用を進める。	きするだ	こめ、	ポンプ	'場、管	ぎ渠等の	の老朽	化・耐	震化
4	文化財施設等の保護	1	対応っ 2	ナる「i	事前に 4	備える 5	がべき 6	標]	8
1	文化財の所有者・管理者に対して防災意	識の循	ぬ底と	協力、	整備カ	進め	うれる	よう助	成等
	を実施しており、今後も継続した取り組み	を進め	るる必	要があ	る。				
2	文化財の所有者・管理者と防災関係機関	や地域	域住民	との連	携を推	進進す	る。		
5	応急仮設住宅等の早期確保	1	対応す ②	‡る「₹ 3	事前に 4	備える ⑤	がべき 6		8
1	事業用地の確保等あらかじめ応急仮設住 被災者用の住居として利用可能な市営住宅					<u></u> - と努め	るとと	もに、	また

② 被災者の生活、被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、建設資材・木材・機械等の調達・確保に向け、関係機関との連携体制の確立を図る。

◆重要業績指標 (KPI)

重要業績指標	現状	目標
民間住宅の耐震化率(※1)	81% (H30)	95% (R7)
民間建築物の耐震化率(※1)	不明 (R2)	95% (R7)
基幹管路(※2)の耐震化率(水道)	44.0% (R2)	47.8% (R7)

- ※1 民間住宅の耐震化率は、「第5次箕面市総合計画後期基本計画」の成果指標による。目標は、国土交通省の建築物耐震化基本方針による。
- ※2 基幹管路とは、水運用上、重要度が高く、代替え機能のない基幹的な管路のこと。

3 保健医療・福祉

●施策内容

U IJ IB	来 r i 合								
1	医療・福祉関係施設における災害対応体		対応す	ける 「∶	事前に	備える	るべき目	目標」	
1	制の強化	1	2	3	4	5	6	₹	8
1	医療施設や福祉施設等の機能確保のため	め、施	設の面	付震化	や非常	用電源	原の確々	保を促	進す
	る。								
2	利用者等が迅速に避難できるよう避難計	一画等の	の整備・	や訓練	の実施	五を働	きかけ	る。	
2	医療関係団体との連携による医療物資等		対応す	トる Γ	事前に	備える	らべき目	目標」	
	備蓄の促進	1	2	3	4	5	6	7	⇔
1	医薬品や燃料等について、箕面市立病院	完での	備蓄に	加え	医療関	係機関	関等や	箕面市	医師
	会・箕面市歯科医師会・箕面市薬剤師会と 給体制の整備を進める。	協力し	、関係	係団体	におけ	ける流泳	通備蓄	の確保	ł、供
3	 災害時要援護者支援体制の整備 		対応す	トる Γ	事前に	備える	るべき目	目標」	
3	火舌吋女抜護有又抜忰刑の釜佣	1	2	€	4	5	6	7	8
1	災害時要援護者のための支援を「発災直	後の約	問羅的:	な安否	確認」	、「避勢	難行動	の支援	〕及
	び「継続的な支援」の3つの視点で捉え、	それる	ぞれにタ	適した	情報把	2握・	共有及	び支援	体制
	の整備を推進する。								
1	A ヴ/十平平平 7 /十年 の		対応す	トる 「	事前に	備える	るべきE	目標」	
4	外部支援受入体制の整備	1	2	3	4	5	6	7	8
1	適切な医療救護支援活動の受け入れが実	庭施され	れるよ	う、市	立病院	におい	いて、	受け入	れ体
	制やコーディネート機能の整備を進める。								
5	被災者の身体と心の健康支援の充実		対応す	トる Γ	事前に	備える	らべき目	目標」	
J	放火有の身体と心の健康文版の元天	1	2	3	4	5	6	7	⇔
1	被災者の生活及び生活再建に向けて心身	の必要	要な相談	談業務	を総合	かに かん	実施す	るため	、保
	健師、栄養士、社会福祉士等による相談業	終の急	実施体(制を整	備する	,) ₀			
2	被災した児童・生徒の身体と心の健康管	理を図	図るた	め、保	:健所、	子ど	も家庭	カウン	セラ
	ー等の専門機関と連携を図り、健康診断、	カウン	ノセリ	ング、	電話相	談等の	の支援	体制を	整備
	する。								
6	感染予防・衛生環境の維持		対応す	ける 「	事前に	備える	るべき目	ヨ標」	
O	窓末 子別・ 国 主 塚 境 の 椎 行	1	2	3	4	5	6	7	ф
1	被災地域における感染症の拡大を抑える	ため、	池田伯	保健所	と連携	害して原	感染症	の発生	状況
	や動向調査を行い、被災地における感染予	防や行	衛生環:	境の維	持を推	推進す	る。		
2	避難施設内における感染症の拡大の未然	防止る	を図る	ため、	手洗し	、咳ン	エチケ	ットな	どの
	基本的な感染症対策について、平時から、							, 5	

③ 避難施設等における衛生環境の保持のため、ごみやし尿等廃棄物の処理について、各処理施設等の被災時の早期復旧体制の整備及び府、近隣市町村、関係団体等との支援連携体制の整備を図る。

7	避難者の健康維持活動	対応す			する「事前に備えるべき目標」					
1	世報有切磋/家础付/百割	1	2	3	4	5	6	7	8	

- ① 避難者の健康管理や生活環境の整備を行うため、保健師を含む多様な相談員による健康 相談、訪問指導、健康教育等の巡回相談体制を確保する。
- ② 要配慮者について、巡回相談等により栄養状況及び健康状態の確認を行い、医療を要する在宅療養者の把握に務め、医療機関の受診等について、指導・助言を行う。

◆重要業績指標(KPI)

重要業績指標	現状	目標
社会福祉施設における耐震化率	74.7% (R2)	85.0% (R7)

4 環境・エネルギー

●施策内容

対応する「事前に備えるべき目標」 1 エネルギー供給の確保									
1	エネルキー供和の帷休	1	2	3	4	5	6	7	용
1	電力の供給停止に備え、庁舎や避難施設	などに	こおけ	る非常	用電源	原設備の	の整備	や燃料	中の備
	蓄等を進めるとともに、燃料供給に関する	協定を	と締結`	するな	ど関係	(事業	者と連	携して	燃料
	供給体制を整備する。								
2	エネルギー供給源の多様化のため、コー	ジェク	ネレー	ション	、再生	可能。	エネル	ギー等	Fを組
	み合わせた自立・分散型エネルギーの導入	や蓄電	電池・ 分	燃料電	池、電	氢白重	動車の	利活用	等を
	促進する。								
2	(() 実家森伽の加亜仕制の強力		対応す	よる [事前に	備える	らべき	目標」	
2	災害廃棄物の処理体制の確保	1	対応す ②	トる「₹ 3	事前に 4	備える 5	らべき - 6	目標」	8
2	災害廃棄物の処理体制の確保 大量に発生する災害廃棄物の処理につい	_	2	3	4	5	6	7	
		て、É	② らの:	3 ゴミ処	4 理施影	5 と等でタ	6 処理で	¥ きない	場合
	大量に発生する災害廃棄物の処理につい	・て、自 !体制の	② 目らの: D確立、	3 ゴミ処 、処理	4 理施設 施設の	5 と等でダ り強靭化	り 処理で 化等を	⊋ きない 定めた	場合
	大量に発生する災害廃棄物の処理につい に備えるため、市における災害廃棄物処理	・て、自 !体制の	② 目らの: D確立、	3 ゴミ処 、処理	4 理施設 施設の	5 と等でダ り強靭化	り 処理で 化等を	⊋ きない 定めた	場合
	大量に発生する災害廃棄物の処理につい に備えるため、市における災害廃棄物処理 物処理に関する処理計画の策定及び近隣市	・て、自 !体制の	② 目らの: D確立、	3 ゴミ処 、処理 隽した)	4 理施設 施設の	与 と等でが 強靭化 な処理	6 処理で 化等を 里体制	→ きない 定めた の整備	場合

① 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃を防ぐため、危険物、高圧ガス、火薬類等の関係事業者の保安対策、管理化学物質等の適正管理、有害物質等の拡散・流出防止対策等必要な措置を講ずるよう指導を進める。

5 情報通信

●施策内容

1	市民への情報伝達手段の多様化		対応す	トる 「	事前に	備える	;べき B	目標」	
1	同式、の開報区建子技の多塚に	1	2	3	4	5	6	7	8

- ① 防災行政無線の屋外スピーカー、コミュニティ FM 放送、市ホームページ、市民安全メール、エリアメール、緊急速報メール、SNS 等を用いて、情報発信手段の多様化に取り組み、市民へ避難情報等が確実に伝わるよう努める。
- ② 外国人市民に対しては、関係機関と連携し、多言語化や文化の違いを考慮した情報を市 ホームページ、コミュニティ放送や SNS 等を活用して発信を行う。
- ③ インターネットでの情報の入手が困難で、高齢者や障害者等の早めの避難行動が必要な方については、関係機関と連携し、固定電話や FAX 等による災害情報の配信を行う。

2	 防災行政無線等の適正管理		対応す	よる [₹	事前に	備える	i べき	目標」	
	別火11以無秘寺の旭正旨珪	1	2	3	4	5	6	7	8

- ① 箕面市防災行政無線を活用した関係機関相互の迅速・確実な情報連絡及び連携体制を確保し、適正な維持管理及び運用を図る。
- ② AI、IoT、クラウドコンピューティング技術等を活用して、災害関連情報を迅速かつ的確に収集・伝達し、メディア等との連携体制の充実を図る。
- ③ 情報の地図化等により災害情報の伝達手段の高度化を図る。

6 産業・農業

●施策内容

ت رز ب	水内谷								
1	企業等における事業継続体制の確立に向		対応す	├る Γ	事前に	備える	らべき B	目標」	
1	けた支援	1	2	(4	5	6	7	ф
1	事業者における事業の維持や早期復旧が	可能。	こなる	よう、	商工会	議所	等関係	団体と	連携
	して、事業所の主体的な事業継続計画(B	CP) (の作成	を支援	きする。				
2	帰宅困難者対策の充実		対応す	トる「¤	事前に	備える	らべき E	目標」	
		1	2	(4	5	6	7	ф
1	事業者に対し、その従業員や店舗等の利	用者等	穿が徒!	歩帰宅	が困難	性であ	る場合	に備え	.、交
	通機関の復旧等までの期間を安全に滞留さ	せられ	1るよ	う、飲	料水、	食料、	毛布	等の備	蓄の
	整備を進めるよう啓発を進める。また、遠	方から	の来行	封者に	対して	は、数	数日に	わたる	一時
	滞留が可能となるよう宿泊施設等との協力	力体制	を整備	肯する	ととも	に地域	或の避	難所に	おい
	ても受け入れられるよう体制の整備を進め	る。							
2	従業員等の安全確保を図るとともに一斉	帰宅に	こよる	街中の	混乱を	之回避`	するた	め「事	業所
	における一斉帰宅の抑制対策ガイドライン	′」の改	文訂等:	を踏ま	えた防	5災計画	画等の	策定を	促進
	する。								
3	中小企業者・農林業者への復興支援の充		対応す	トる「	事前に	備える	らべき E	目標」	
3	実	1	2	3	4	5	6	7	용
1	中小企業者の復興に向けた支援につい	て、適	切な指	昔置を討	講じる	ための)関係	機関と	の連
	携・協力体制を確保する。								
2	大規模災害により被災した農業者、中小	企業等	等の復!	興に向	けた支	て援施り	策・制	度等の	情報
	を、的確に提供するため、情報提供体制を	強化	ける。						
1	農地・森林等の復旧対策、ため池の防災対		対応す	る「	事前に	備える	らべき E	目標」	
4	策	1	2	3	4	5	6	7	용
1	農地、森林等の被害による国土の荒廃を防	iぐたぬ	り、被	災農地	や水路	4、森林	林等の	早期復	旧に
	向けた体制の構築を進めるとともに、ため	池の際	方災・	减災対	策なと	で促	進する	0	
5	農地・森林等の保全		対応す	トる「	事前に	備える	らべき E	目標」	
	灰心 林小寸º/	1	2	(4	5	6	7	ф
1	農地等の荒廃を防ぐため、遊休地の解消	や農業	どの後続	継者育	成等の	農地值	呆護施	策等を	総合
	的に推進する。								
2	森林の持つ水源涵養をより発揮し、土砂	災害の	D防止·	や被害	軽減を	と図る	ため、	国、府	, 山
	林所有者、関係団体等と連携し、森林整備	・保全	è活動	等を促	進する	,)			

7 交通・物流

●施策内容

1	1 幹線道路網等の整備及び維持管理		対応す	├る ΓΞ	事前に	備える	;べき	目標」	
1	幹 が 担 時 柄 寺 の 金 浦 及 の 権 行 旨 垤	1	2	3	4	⑤	6	7	쓩

- ① 物資等輸送ルートや緊急通行車両等の通行機能を確保するため、緊急交通路等の橋梁の 耐震化、無電柱化を進めるとともに、幅員の拡大、沿道建築物の耐震対策・延焼防止対策、 照明柱や標識柱の倒壊対策等を推進する。
- ② 豪雨等による道路施設の破損・欠損等により通行不能防止のための道路防災対策や豪雨時のアンダーパスの冠水対策、警察署との連携により道路の通行規制の手法の検討等を進める。
- ③ 救助・救出活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、迅速な道路啓開体制の充実を図るとともに、復旧・通行状況によっては代替道路の確保に努める。

2	交通インフラの防災対策	対応する「事前に備えるべき目標」								
2		1	2	3	4	5	6	7	8	
	大学ノンコニの巨地間にしょっ様化庁」	<i>→</i> 174- ,	N. J. 12	ひたノ六	. 4. 1	П	> do ±/17	<u> </u>	印心朱	

① 交通インフラの長期間にわたる機能停止を防ぐため、鉄道ネットワークや都市圏環状道路などの道路ネットワークの整備、広域交通インフラ等の防災対策を進める。

2	帰宅困難者対策		対応す	トる 「	事前に	備える	べき目	目標」	
J	· 市七凶無有对來	1	@	₼	4	ⅎ	€	7	8

- ① 帰宅困難者対策として府が行う、帰宅困難者支援協力店制度の推進等徒歩帰宅を支援する環境整備に対し、事業者への周知啓発等に協力する。
- ② 道路の通行状況、公共交通機関等の運行情報等の情報について、多様な情報発信の整備 を進める。また、徒歩帰宅ルートの通行機能を確保するため、沿道のブロック塀等の安全 対策や歩道の整備等を推進する。

◆重要業績指標(KPI)

重要業績指標	現状	目標
緊急交通路における主要橋梁の耐震化率	83.3% (R2)	100% (R4)

8 国土保全

●施策内容

●施	策内容										
1	都市型水害対策		対応す	ける「	事前に	備える	らべき	目標」			
Τ	即中至小音对来	1	2	3	4	5	6	7	용		
1	市街地等の浸水被害を軽減するため、水	防整值	肯指針	に基づ	き、下	水道は	こよる	雨水排	水の		
	系統的な整備に併せ、農業用水路、道路側	溝等の)ネッ	トワー	クの鏨	を備等約 かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	総合的	な対策	を進		
	める。										
2	浸水しやすいエリアにある地下構造物等のある住宅においては、必要に応じ、止水板等										
	の設置、土嚢・水嚢等の備蓄による浸水被害の軽減・防止について、啓発を行う。										
2	対応する「事前に備えるべき目標」										
۷	75/11年90日在体的	1	2	€	4	5	6	7	용		
1	河川等のテレメータの保守や非常用電源	の確保	杲、河川	川及び	水路の	パトロ	ロール	を随時	実施		
	し、水防上の危険箇所の把握に努め、河川管理者等と協議のうえ、改修等の必要な対策を										
	実施するなど機能維持に努める。また、河川の水位情報収集のため、河川管理者と連携す										
	る。										
3	土砂災害対策の強化		対応す	トる 「	事前に	備える	らべき E	目標」			
		1	2	3	4	5	6	7	용		
1	大規模箇所における対策事業を府に要望	すると	ととも	に、小	規模匿	頭所に~	ついて	は必要	に応		
	じて対策事業を行い、防災対策を推進する	0									
2	土砂災害から人命を守るため、ハザード	マップ	プ等の	作成を	行い、	土砂约	災害発	生リス	.クの		
	周知啓発を行い、適切な避難計画行動がで	きる意	意識・	知識の	醸成を	と図る。	ととも	に、市	ī、避		
	難支援等関係者及び自治会等の地域コミュ	ニティ	ィが連	携して	避難才	を援体:	制を整	備する) 0		
3	崖崩れ、土石流、地滑り等により人的被	害がた	思定さ	れる山	地災害	手につい	いて、	国、床	f、山		
	林所有者関係団体等が行う活動と連携し、	必要力	な山地	災害対	策の鏨	を備を	促進す	る。			
4	防災行動の普及・啓発		対応す	する 「	事前に	備える	らべき E	目標」			
		1	2	3	4	5	6	7	8		
1	暴風や大雨などの風水害に備え、防災行	動を美	ミ行す	るため	のタイ	ムラ	インの	策定を	進め		
	る。										

◆重要業績指標 (KPI)

重要業績指標	現状	目標
水防整備指針に基づく水防対策の進捗率	40.0% (R2)	100.0% (R7)

【横断的分野】

リスクコミュニケーション

	+1-1-	\leftarrow	17.5
v		M	谷

- 750									
1	避難行動の周知啓発		対応す	トる 「	事前に	備える	らべき目	目標」	
1	世無1] 別の河州合光	1	2	3	4	5	6	7	ф
1	住民が災害の危険性を事前に把握できる	よう、	土砂?	災害・	浸水割	・洪ス	水、内:	水氾濫	、た
	め池ハザードマップの作成及び改訂を進め	るとと	ともに、	、災害	種別と	゛とのシ	避難行	動の取	り方
	について普及・啓発を行う。								
2			対応す	トる 「 <u>₹</u>	事前に	備える	らべきE	目標」	
	防災訓練の充実	1	2	3	4	5	6	7	8
1	市民の防災意識の向上を図るため、毎年	1月1	7 目の	全市一	一斉総合	今防災	訓練の	ほか、	様々
	な機会を活用した各種啓発活動や防災訓練	夏の実施	色を進	める。					
3	住宅における防災意識の普及・啓発		対応す	トる「	事前に	備える	らべき目	目標」	
3	圧七にわりる例及急戦の自及・召先	1	2	₼	4	4	6	7	ф
1	各家庭において、家具の固定などの安全	対策や	や、食物	料等の	備蓄、	通電	火災を	防ぐた	めの
	防火対策などの普及・啓発を実施する。								
4	地域における防災意識の普及・啓発		対応す	トる 「	事前に	備える	らべき目	目標」	
4	地域における例及思識の自及・合先	1	2	€	4	5	6	7	8
1	市民に対し、災害時における地域コミュ	ニティ	の役割	割と重	要性を	徹底的	内に周	知し、	全て
	の市民が何らかの地域コミュニティに属し	/、災害	言時の 5	安否確	認網に	組み	込まれ	ること	をめ
	ざす。特に、災害時以外にも日常の見守り	や地域	域防犯	等様々	な共助	活動で	を行っ	ている	自治
	会については、優先的に加入・結成を促進	する。							
2	地域コミュニティを維持するため、住民	一人で	トとりァ	が防災	の担い	手でる	あると	いう意	識の
	啓発と併せて、小学校区ごとの地区防災委	員会の	D防災	活動の	重要性	上の周知	和、啓	発、地	域コ
	ミュニティへの参加促進、防災訓練への参	細の連	〉 多要性	等の啓	発を行	_{ういま} 、	す。		

2 老朽化対策

●施策内容

1 公共	公共施設等の老朽化対策		対応す	する「	事前に	備える	iべき l	目標」	
1	五共旭畝寺の老作儿対東	1	2	3	4	Ц	6	7	8

① 市民が安心して公共施設等を利用できるよう、特に危険性が高い箇所等について、日々の点検等により状況の把握を行い、施設改修等適切に対応するとともに、箕面市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、公共施設等を総合的かつ計画的に管理する。

3 人材育成

●施策内容

1 被災者支援対応力	被災者支援対応人材の育成		対応す	よる [₹	事前に	備える	べき目	目標」	
1	放火有又抜灯心八仞の月成	1	2	3	4	5	6	7	8

- ① 地域の被災者支援のため、各地区防災委員会に地区専属の防災担当者として、市職員3名を地区防災スタッフとして配属し、平常時、災害時ともに同委員会の活動に参加し、地域に軸足を置いて、主に市とのパイプ役を担う。また、学校職員(教職員を含む。)は災害時において、児童・生徒の安全確保が完了した時点で、全員が地区防災委員会の一員として避難所運営や避難支援等に参加する。
- ② 早期の被災者支援のため、 罹災証明発行及び住家被害認定を迅速に行えるよう研修等を実施する。

2	 災害ボランティアの充実		対応す	ける「	事前に	備える	らべき	目標」	
	灰音がファティテの元天 	1	2	3	4	5	6	7	8

① 災害から早期に復旧するには、災害ボランティアによる支援が不可欠であることから、 災害ボランティアの事前登録、研修等により育成に努めるとともに、日常的にボランティ ア活動や相談活動、多文化交流等を行っている団体等と情報の共有及び災害時の連携を図 る体制を整備する。

3 地域の研修の開	地域の研修の関係		対応す	ける「	事前に	備える	i べき	目標」	
3		1	2	3	4	5	6	7	8

① 地域防災力の向上に向けて、地区防災委員会の役員等が研修を受講する機会を設け、防災士の資格取得等、地域の防災組織の中核となる人材の育成を進め、地域の防災組織の強化を図る。

◆重要業績指標(KPI)

重要業績指標	現状	目標
防災士資格の取得者数	85 名(R2)	185 (R7)

第5章 計画の推進と見直し

1. 計画の推進体制

強靱化計画とは、いかなる災害が起ころうとも、あらゆるリスクを想定し、人命の保護が 最大限に図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず迅速な復旧・復興を可能にするための 事前対策であり、その関連対策事業等の範囲については、市のあらゆる部局にわたります。 したがって、本計画の進捗管理、見直しについては、「箕面市防災会議」を中核とした全 庁横断的な体制において、箕面市地域防災計画との整合を図りながら取り組みを推進して

また、市の部局だけでなく、国、府、近隣市町村等の地方公共団体、地区防災委員会をは じめとした自主防災組織等の地域組織、民間事業者など、広範な分野の関係者と連携・協力 しながら進めていきます。

2. 計画の進捗管理

いきます。

本計画を総合的かつ計画的に進めるため、具体的な取り組みの進捗状況等を毎年度、定期的に把握・検証を行い、社会情勢の変化や国、府の施策の進捗状況等を考慮し、必要に応じて見直しを行うなど、PDCAサイクルを繰り返して、取り組みを推進します。

【別紙】

「起きてはならない最悪の事態」を防ぐための対策(脆弱性評価)

目標1 直接死を最大限防ぐ

1	-1	住宅・建物	勿・ろ	で通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる	る施設の倒壊に
		よる多数の	の死傷	景者の発生	
	項目	1		内容	担当部局室
1	市有建築	廃物等の耐	1	庁舎や学校、市営住宅などの市有建築物の耐震対策	施設所管課
	震化			は概ね順調に進んでいるが、未了のものもあるため、	
				さらなる耐震化、建替、機能移転による除却等を推	
				進する必要がある。	
			2	天井や昇降機、窓ガラス、照明設備等の非構造部材	施設所管課
				についても耐震対策を進める必要がある。	
2	民間住宅	ど・建築物	1	旧耐震基準の住宅に居住している市民に対し、引き	審査指導室
	の耐震化	ዸ		続き耐震化の必要性を周知し、耐震化を促進する必	
				要がある。	
			2	多数の人が利用する特定建築物の所有者に対し、引	審査指導室
				き続き耐震化の必要性を周知し、耐震化を促進する	
				必要がある。	
			3	「箕面市耐震改修促進計画」に基づき、引き続き民	審査指導室
				間住宅及び建築物の耐震化を促進する必要がある。	
			4	ブロック塀等倒壊の危険性が有る構築物について、	建築室
				道路に面するものは撤去や撤去後のフェンスなどの	
				新設に対する補助制度を設けており、更なる周知啓	
				発の必要がある。	
3	交通施記	殳、公園施	1	橋梁等の交通施設の耐震化、照明柱や標識柱の倒壊	道路管理室、
	設の耐頽			対策等は計画的に進めている。今後も引き続き耐震	道路整備室
				化対策を進める必要がある。	
			2	公園施設等の耐震化、老朽化対策及び長寿命化を計	公園緑地室
				画的に進めている。今後は避難場所等としての機能	
				を持つ公園施設の整備を図っていく必要がある。	
4	空き家領	等の適正管	1	災害発生時の倒壊等による被害を防ぐため、管理不	環境動物室
	理			全空き家の所有者に対して、指導文書の発送等必要	
				な措置を実施している。引き続き所有者に対して状	
				況の改善を促す必要がある。	

5	防災意識の向上	1	市民の防災意識の向上を図るため、出前講座や広報 紙による各種啓発活動の継続や防災訓練の実施を推 進していく必要がある。	市民安全政策室
		2	住宅内で被害を受けないように家具固定等防災対策 の普及・啓発を継続していく必要がある。	市民安全政策室
6	危険性の周知	1	市民が災害の危険性を事前に把握するため、土砂災害・浸水害・洪水・内水氾濫などの被害想定がわかる防災マップ等について、適宜見直しを行い、定期的な周知を継続していく必要がある。	市民安全政策 室、水防·土 砂災害対策推 進室
7	避難行動支援	1	住民が安全な避難を行うため、災害時の指定避難所、 広域避難地及び一時避難地は指定済であるため、今 後は、タイムラインの考え方や避難経路等の周知と あわせて啓発を行っていく必要がある。	市民安全政策室
		3	災害時に高齢者、障害者等の避難行動要支援者の安 否確認や避難誘導等の支援が円滑に行われるよう、 「避難行動要支援者名簿」の定期的な更新などを継 続していく必要がある。 二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判	市民安全政策室、健康福祉政策室、高齢福祉室、障害福祉室
			定士、被災宅地危険度判定士の養成など、人材育成 を進める必要がある。	室、審査指導室

1-2		密集市街均	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発						
1	1 — 2	生							
	項目			内容	担当部局室				
1	都市のス	不燃化対策	1	都市の不燃化を促進するため、市街地における火災	まちづくり政				
				の危険を防除する必要がある地区は、防火、準防火	策室				
				地域の指定を行っているが、適宜見直しを行う必要					
				がある。					
			2	道路・公園の整備や広幅員道路の整備等による延焼	まちづくり政				
				遮断帯の整備などの対策を進める必要がある。	策室、道路整				
					備室、公園緑				
					地室				

		3	区画整理事業、市街地再開発事業、道路・街路整備	まちづくり政
			事業、公園整備事業などの市街地整備や施設整備に	策室、審査指
			より、引き続き良質な市街地形成を進める必要があ	導室、道路整
			る。	備室、道路管
				理室、公園緑
				地室
2	空き家等の適正管	1	大規模火災時の延焼防止のため、管理不全空き家の	環境動物室
	理		所有者に対して、指導文書の発送等必要な措置を実	
			施している。引き続き所有者に対して状況の改善を	
			促す必要がある。	
3	消防・救急体制の	1	大規模火災による被害を軽減するため、消防防災施	消防総務室、
	充実		設や消防車両等の計画的な整備を行い消防力の充実	消防企画室
			強化を図るとともに、消防団の活動強化や消防用水	
			の確保等を進めている。今後も継続して取り組む必	
			要がある。	
4	消防体制の広域化	1	緊急消防援助隊等の受け入れ体制の整備等、消防体	市民安全政策
			制の広域化について、効果的な体制整備について検	室、消防総務
			討し、関係する各種計画を更新していく必要がある。	室、消防企画
				室
5	防災意識の向上	1	市民の防災意識の向上を図るため、出前講座や広報	市民安全政策
			紙による各種啓発活動の継続や防災訓練の実施を推	室
			進していく必要がある。	
6	危険性の周知	1	震災等に伴う大規模火災を防ぐため、危険性が高い	予防室、消防
			地域の確認を行い火災防御計画を策定している。ま	企画室
			た、火災の危険性を地域住民に周知するため、住宅	
			防火指導等を実施している。引き続き、密集市街地	
			等をはじめとする危険性が高い地域住民への防火意	
			識の啓発強化が必要である。	
7	避難行動支援	1	住民が安全な避難を行うため、災害時の指定避難所、	市民安全政策
			広域避難地及び一時避難地は指定済であるため、今	室
			後は、タイムラインの考え方や避難経路等の周知と	
			あわせて啓発を行っていく必要がある。	
		2	災害時に高齢者、障害者等の避難行動要支援者の安	市民安全政策
			否確認や避難誘導等の支援が円滑に行われるよう、	室、健康福祉
			「避難行動要支援者名簿」の定期的な更新などを継	政策室、高齢
			続していく必要がある。	福祉室、障害
				福祉室
				, pag 1444

1	一3	は広境	域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発	E 生
	項目		内容	担当部局室
1	治水対策	1	市街地等の浸水による死傷者の発生を未然に防ぐため、豪雨や台風などに備え、計画的かつ継続的な治水対策を進めている。引き続き治水対策の推進が必要である。	水防・土砂災 害対策推進 室、道路管理 室、公園緑地 室、下水道室
		2	河川堤防や護岸等について、府や関係機関と連携して検討する必要がある。	公園緑地室
		(3)	公共施設における浸水対策を進める必要がある。	施設所管課
2	都市基盤施設の整 備と老朽化対策	1	市街地等の浸水を防ぐため、下水道施設等の都市基 盤施設の整備や老朽化対策を継続して推進する必要 がある。	道路整備室、 道路管理室、 公園緑地室、 下水道室
		2	豪雨時のアンダーパスの冠水対策や道路の事前通行 規制の手法の検討などが必要である。	市民安全政策 室、水防・土 砂災害対策推 進室、道路管 理室
		3	ため池や水路等の農業用施設の改修や老朽化対策は 適宜行っている。引き続き施設の改修等を推進する 必要がある。	公園緑地室
3	防災意識の向上	1	市民の防災意識の向上を図るため、出前講座や広報 紙による各種啓発活動の継続や防災訓練の実施を推 進していく必要がある。	市民安全政策室
4	危険性の周知	1	市民が災害の危険性を事前に把握するため、土砂災害・浸水害・洪水・内水氾濫などの被害想定がわかる防災マップ等について、適宜、見直しを行い、定期的な周知を継続していく必要がある。	市民安全政策 室、水防・土 砂災害対策推 進室
5	避難行動支援	1	住民が安全な避難を行うため、災害時の指定避難所、 広域避難地及び一時避難地は指定済であるため、今 後は、タイムラインの考え方や避難経路等の周知と あわせて啓発を行っていく必要がある。	市民安全政策室

2	災害時に高齢者、障害者等の避難行動要支援者の安	市民安全政策
	否確認や避難誘導等の支援が円滑に行われるよう、	室、健康福祉
	「避難行動要支援者名簿」の定期的な更新などを継	政策室、高齢
	続していく必要がある。	福祉室、障害
		福祉室

1	-4 大規模な	上砂災	後害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生	
	項目		内容	担当部局室
1	土砂・山地災害等	1	土砂災害を防ぐため、擁壁等の崖崩れ防止対策施設	水防・土砂災
	対策		等の整備を実施している。今後も府の土砂災害対策	害対策推進室
			工事等と連携し複合的に施策を推進する必要があ	
			る。	
		2	森林の持つ水源涵養を発揮させるため、森林整備計	公園緑地室
			画に基づき、森林整備・保全を推進する必要がある。	
2	警戒区域外への誘	1	土砂災害特別警戒区域内の住宅に対する家屋移転補	水防・土砂災
	導		助制度を実施している。引き続き同制度を推進する	害対策推進室
			必要がある。	
3	防災意識の向上	1	市民の防災意識の向上を図るため、出前講座や広報	市民安全政策
			紙による各種啓発活動の継続や防災訓練の実施を推	室
			進していく必要がある。	
4	危険性の周知	1	市民が災害の危険性を事前に把握するため、土砂災	市民安全政策
			害・浸水害・洪水・内水氾濫などの被害想定がわか	室、水防・土
			る防災マップ等について、適宜、見直しを行い、定	砂災害対策推
			期的な周知を継続していく必要がある。	進室
5	避難行動支援	1	住民が安全な避難を行うため、災害時の指定避難所、	市民安全政策
			広域避難地及び一時避難地は指定済であるため、今	室
			後は、タイムラインの考え方や避難経路等の周知と	
			あわせて啓発を行っていく必要がある。	
		2	災害時に高齢者、障害者等の避難行動要支援者の安	市民安全政策
			否確認や避難誘導等の支援が円滑に行われるよう、	室、健康福祉
			「避難行動要支援者名簿」の定期的な更新などを継	政策室、高齢
			続していく必要がある。	福祉室、障害
				福祉室

目標2

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活 環境を確実に確保する

2-1 被災地での 止		食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停			
	項目	内容	担当部局室		
1	飲食料・医薬品等の確保	① 飲食料等について、必要備蓄量を設定し、避難所でも備蓄はローリングストックにより進めていが、調達・確保手段の多様化については、効果的手法を検討し推進していく必要がある。	る室		
		② 医薬品、医療用資器材等について、必要備蓄量を 定し、災害拠点病院等でも備蓄すると同時に、調達 確保手段の多様化を推進する必要がある。			
2	電力・燃料等の確保	① 電力等の供給停止に備え、庁舎や避難所、災害拠病院等の非常用電源設備の整備や燃料の備蓄等はめている。引き続き、各災害拠点での電源設備等確保を進めていく。	進 室、営繕室、		
		② 電力や燃料の供給停止に備え、再生可能エネルギ 等の自立・分散型エネルギーの導入や蓄電池、燃 電池、電気自動車等の利活用を検討・推進する。			
		③ 災害時のエネルギー確保の観点からコージェネレション(※1)、燃料電池のほか、蓄電池、太陽光電等の再生可能エネルギーを組み合わせた自立・散型エネルギー供給システムの構築の検討が必要ある。	発 室、営繕室		
3	上水道・交通等の 維持確保	① 水道等のライフライン施設の老朽化・耐震化対策 どは計画的に進めている。今後はそれらの対策を 進していく必要がある。			
		② 救助·救出活動や支援物資の輸送を円滑に行うため 緊急交通路等の橋梁の耐震化、無電柱化、照明柱 標識柱の倒壊対策等、沿道建築物の耐震対策など 計画的に進めている。引き続き対策を促進するこ により、通行機能を確保する必要がある。	や 道路管理室		

4	BCP 策定、広域処	1	早期復旧のため、市 BCP は策定済であるため、市	市民安全政策
	理の確保		BCP に基づき BCM(※2)を実施する必要がある。	室
		2	早期復旧のため、広域的な応援・受援体制の構築や	市民安全政策
			事業者間の連携による、迅速な道路啓開体制等は構	室、道路管理
			築済であるため、体制の強化・充実が必要である。	室

- ※1 コージェネレーション:電気と熱を同時に発生させる発電供給システムの総称
- ※2 BCM: 事業継続マネジメントの略。BCP 策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。

2	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生			こわたる孤立地域等の同時発生	
	項目			内容	担当部局室
1	道路機能	じ 等の確保	1	道路の通行機能を確保し、豪雨等による道路法面崩	水防・土砂災
				落等の通行支障を防止するため、引き続き計画的な	害対策推進
				道路防災対策が必要である。	室、道路管理
					室、道路整備
					室
2	消防・救	枚急体制の	1	効果的な救助・救急活動のため、緊急交通路の運行	市民安全政策
	確保			機能確保、迅速な道路啓開体制の強化・充実をする	室、道路管理
				必要がある。	室、道路整備
					室

2-3 自衛隊、警		警察、	察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		
	項目			内容	担当部局室
1	防災機関	月活動体制	1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活	市民安全政策
	の確保			動等の絶対的不足による影響を回避するため、消防	室、消防総務
				本部や待機宿舎等の耐震化対策は概ね完了している	室
				が、一部未完の施設もあるため対策を進める必要が	
				ある。また要員確保や通信環境の確保など体制整備	
				を進めるとともに訓練を継続実施していくことが必	
				要である。	

2	地域防災力の充実	1	地域防災力の充実強化には、消防団や自主防災組織	市民安全政策
	強化		等の多様な主体が適切に役割分担しながら、相互に	室、消防総務
			連携協力して取り組むことが必要であるため、引き	室
			続き啓発活動を実施していく。	
3	広域化等による受	1	被災地の消防力のみで救助・救急活動等が困難な場	市民安全政策
	援力の向上		合に備え、緊急消防援助隊等の受け入れ体制の整備	室、消防総務
			は実施済のため、訓練等を進めていく必要がある。	室、消防企画
				室
		2	大規模自然災害発生時に、救助・救急活動等にあた	市民安全政策
			る自衛隊、警察、消防等の支援部隊が集結・駐屯す	室
			る後方支援活動拠点の整備や被害状況確認補助のた	
			めのヘリサインの整備を促進し、訓練等を進めてい	
			< ∘	
4	消防・救急体制の	1	救助・救急活動等や支援物資の輸送を円滑に行うた	市民安全政策
	確保		め、緊急交通路の運行機能確保、迅速な道路啓開体	室、道路管理
			制を強化・充実する必要がある。	室

2-4 想定を超;		えるナ	る大量の帰宅困難者の発生、混乱		
	項目			内容	担当部局室
1	企業にお 体制の3	おける防災 定実	1	企業の従業員等の安全確保を図るとともに、一斉帰宅による街中の混乱を回避するため、「事業所における一斉帰宅の抑制対策ガイドライン」の改正等を踏まえた企業 BCP 等の策定を促進する必要がある。	箕面営業室
2	消防・排 確保	対急体制の	1	鉄道の運行情報の発信や早期の道路啓開、一時滞留 場所の確保等の帰宅困難者対策の実施体制の充実が 必要である。	市民安全政策 室、交通政策 室

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給 絶による医療機能の麻痺					レギー供給の途
	項目			内容	担当部局室
1	医療機能	どの確保	1	市立病院等においては、施設の耐震化や非常用電源 の確保などはできている。市内のその他の医療施設 での推進が必要である。	市民安全政策室、市立病院

		2	早期復旧のために、医療施設における BCP 策定は、	市民安全政策
			市立病院においては実施済である。市内のその他の	室、市立病院
			医療施設での促進などが必要である。	
		3	医薬品等について、必要備蓄量を設定し、災害協力	市民安全政策
			病院等でも備蓄すると同時に、調達・確保手段の多	室、地域保健
			様化を促進する必要がある。	室、市立病院
		4	災害拠点病院での傷病者の受け入れ、災害現場での	地域保健室、
			応急処置等を実施する DMAT (※) の出動・受け入	市立病院
			れ体制を充実させる必要がある。	
2	医療機関団体との	1	三師会と災害時の医療救護活動協定を締結し、災害	地域保健室、
	連携		時における医療救護体制を構築するとともに、災害	市立病院
			対応訓練を実施し、連携強化を図る必要がある。	
3	受援力の向上	1	適正な医療救護活動確保のため、医療救護班の受け	市民安全政策
			入れ体制やコーディネート機能の整備が必要であ	室、地域保健
			る。	室、市立病院
4	消防・救急体制の	1	救助・救急活動等や支援物資の輸送を円滑に行うた	市民安全政策
	確保		め、緊急交通路の通行機能確保、迅速な道路啓開体	室、道路管理
			制を強化・充実する必要がある。	室
5	電力・燃料等の確	1	災害時のエネルギー確保の観点からコージェネレー	市民安全政策
	保		ション、燃料電池のほか、蓄電池、太陽光発電等の	室、営繕室
			再生可能エネルギーを組み合わせた自立・分散型エ	
			ネルギー供給システムの構築に取り組む必要があ	
			る。	
	ı			

※ DMAT: 災害派遣医療チーム「Disaster Medical Assistance Team」の略で、「災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム」のこと。

2-6 被災地にお			さける	疫病・感染症等の大規模発生	
	項目			内容	担当部局室
1	感染症	・食中毒等	1	感染症拡大防止のため、飛沫感染の防止策や消毒液	市民安全政策
	の防止			等といった備蓄品の見直し、被災者同士の間隔の広	室、地域保健
				さの検討、体調不良者を隔離するための専用スペー	室、市立病院
				スの確保など実施済であるが、随時、適切な感染症	
				対策を講じる必要がある。	

		3	被災地域における感染症の拡大を抑えるため、感染症の発生状況や動向調査を行い、健康診断の勧告等を行うなど迅速かつ的確に防疫活動や保健活動を行う必要がある。 被災地域における食中毒の未然防止を図るため、平時から、衛生講習会等を実施し、食品衛生に関する意識向上を図るとともに、食品関係施設への衛生指	地域保健室 箕面産と食の 推進室、地域 保健室
			導、市民への広報を行う必要がある。	
2	衛生的な環境の確 保	1	下水道(汚水処理)機能を確保するため、下水道施設(ポンプ場・管路等)の老朽化・耐震化対策は、計画的に進めている。引き続き取り組みを進める必要がある。	下水道室
		2	避難所等において簡易トイレや手指消毒液の備蓄 は実施済であるため、実地訓練などを進めていく必 要がある。	市民安全政策室
		3	災害時の一般廃棄物(特に生活に伴うごみやし尿)の 適正処理を確保するため、早期の収集運搬体制の確 立、処理施設の強靭化などを定めた、廃棄物処理に 関する処理計画を策定している。	環境クリーン センター、環 境整備室
3	広域化等による連 携強化	1)	他府県等における地方衛生研究所と相互協力体制 を確立・強化する必要がある。	市民安全政策 室、地域保健 室
		2	市単独で衛生環境の保持が困難な場合に備え、広域 的な応援体制の構築や支援の調整は実施済である ため、訓練等を通じて体制の強化等の強化を図る。	市民安全政策 室、地域保健 室

2	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死 者の発生					
項目				内容	担当部局室		
1	避難所の	D確保及び	1	避難所(福祉避難所を含む。)の指定や避難者受け入	市民安全政策		
	避難生活	舌の充実		れ体制を確保しているため、訓練を通じて避難所運	室、高齢福祉		
				営の体制強化を図る。	室、障害福祉		
					室		

		2	円滑な避難誘導や避難所の QOL 確保等に向け、各避難所の実情に即した「避難所運営マニュアル」等の策定しているが、必要に応じて詳細なマニュアル	市民安全政策室
		3	等を整備・充実を図る。 要配慮者の避難生活を支援するため、福祉避難所の 指定を検討するとともに、福祉避難所の運営などの	高齢福祉室、障害福祉室
			体制整備を図る必要がある。また、社会福祉施設に おける緊急一時的な受け入れ体制の整備について も働きかける必要がある。	
2	災害時における心 身の健康維持	1	避難者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避 難所・福祉避難所・応急仮設住宅等において、健康 相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制 を確保する必要がある。	地域保健室
		2	被災者のこころのケアを行うため、こころの健康に関する相談の実施体制の確保や DPAT (※)の編成などが必要である。また、被災した児童・生徒のこころのケアを行うため、スクールカウンセラーによる支援体制を整える必要がある。	地域保健室、学校教育室
3	動物救護体制	1	被災した動物の指定避難所への保護・収容を図るため、それぞれの避難所の特性に応じて、飼養場所や 飼養のためのルール等は作成しているため、適宜見 直しを行うとともに、大阪府が行う放浪動物の保 護・収容への協力体制の整備が必要である。	環境動物室

※ DPAT: 災害派遣精神医療チーム「Disaster Psychiatric Assistance Team」の略で、「自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門的なチーム」のこと。

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市職員、施設等の被災による市役所機能の機能不全				
項目			内容	担当部局室
1	業務継続体制の維	1	災害直後から非常時に優先すべき業務を的確かつ	市民安全政策
	持		円滑に実施できるよう、BCP 等の改訂や運用を行	室、財政経営
			い、災害時の配備体制や緊急時における財務処理体	室
			制を確保する必要がある。	
		2	行政機能を維持するため、市庁舎や出先機関等の耐	営繕室、建築
			震化や非常用電源の確保は進めている。今後も対策	室、施設所管
			を継続していく必要がある。	課
		3	公共施設における浸水対策を進める必要がある。	施設所管課
2	職員対応力の向上	1	災害対応職員が迅速かつ的確な災害対策活動を行	市民安全政策
			えるよう、適宜、災害対策本部各対策部のマニュア	室、総務課、
			ル等の充実を図るとともに、図上訓練や実働訓練、	人事室
			研修等を引き続き定期的に実施することで、職員の	
			災害対応に対する意識の向上をはじめ知識習得、対	
			応能力の向上を図る。	
3	関係機関等との連	1	府、近隣市町村等と防災協定等により相互応援体制	市民安全政策
	携強化		の更なる強化を進める必要がある。	室
		2	迅速かつ効果的に災害応急対策を行えるよう民間	各課室
			事業者との防災協定の締結等を継続して進めてい	
			く必要がある。	

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4	-1	1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止			
	項目			内容	担当部局室
1	防災機器	号の整備	1	大阪府防災行政無線、防災情報システム、河川・水	市民安全政策
				路のテレメータ(大阪府土砂災害監視システム)の	室、公園緑地
				機能維持のための保守、非常用電源の確保など、防	室
				災機器の保守・整備を継続していく必要がある。	
2	関係機関	暑との連携	1	大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ的確な	市民安全政策
	強化			応急復旧を行えるよう、引き続き通信インフラに関	室、情報政策
				わる事業者との連携強化を図り、設備等を維持して	室
				いく必要がある。	

4	-2	2 テレビ・カ		レビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できな	
	項目			内容	担当部局室
1	災害情報	日網の整備	1	災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、 情報連絡が円滑に行えるよう、平常時からの情報伝 達体制の整備・訓練を継続する。また、災害の未然 防止及び被害の軽減のため、気象等の情報収集体制 の整備、連携強化を促進していく必要がある。	市民安全政策室、情報政策室
2	防災意識	戦の向上	1	災害時に、市民自らが防災活動を行い、自分の生命、 身体及び財産は自分で守るよう、平常時から、市民 及び事業所に対し、防災知識の普及、意識啓発、防 災教育等の実施を継続していくことが必要である。	市民安全政策室

	1-3	災害時に活	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行					
4	1-3	動や救助	動や救助・支援が遅れる事態					
	項目			内容	担当部局室			
1	情報伝達	産手段の多	1	市ホームページ、防災情報メールや SNS 等を活用し	市民安全政策			
	様化			た災害情報の発信など、情報発信手段の多様化を進	室、箕面広報			
				めている。引き続き効果的な情報伝達の手法の検討	室			
				を進めていく必要がある。				
			2	避難所等においては、テレビ・ラジオ放送の中断等	市民安全政策			
				も想定し、情報の受け手に応じた手段で情報共有す	室、箕面広報			
				る仕組の構築を進める必要がある。	室			

		3	防災情報を迅速かつ的確に収集し、市民に正確に伝えるため、コミュニティ FM 放送を活用するなどメディアとの連携体制の強化・充実を図る。	市民安全政策 室、箕面広報 室
		4	外国人市民への情報発信について、多言語化や文化 の違いを考慮した情報の発信を継続していく必要が ある。	市民安全政策 室、箕面広報 室、文化国際 室
		5	情報の地図化等による伝達手段の高度化について検 討を行う必要がある。	市民安全政策室、情報政策室
2	情報収集方法の多 様化	1	防災行政無線、テレビ、ラジオ、SNS等様々な媒体 を活用し、情報収集手段の多重化を実施している。 引き続き情報収集の多重化を進めていく。	市民安全政策室
		2	被災状況や住民の避難状況などの把握、迅速な応急 活動のため、ドローン等の技術活用について検討を 行う必要がある。	市民安全政策 室、消防企画 室、営繕室
		3	AI、IoT、クラウドコンピューティング技術(※)など、ICT の防災施策への活用が必要である。	市民安全政策 室、情報政策 室
3	情報発信機器の確 保	1)	災害関連情報の市ホームページのアクセス処理能力 は確保しているが、引き続き、バックアップ体制等 の構築を含め充実を図る必要である。	市民安全政策 室、箕面広報 室
		2	市ホームページ、SNS、防災スピーカー、コミュニティ FM 放送等を活用し、情報発信手段の多重化を実施している。引き続き情報発信の多重化を進めていく必要がある。	市民安全政策 室、箕面広報 室、情報政策 室
4	避難行動支援	1	市民の避難行動を補完するため、各種ハザードマップの更新及び公表・周知を継続していく必要がある。	市民安全政策 室、水防・土 砂災害対策推 進室

[※] クラウドコンピューティング:インターネットなどのネットワークを経由してコンピュータ資源をサービスの形で利用できる仕組のこと

目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下					
	項目		内容	担当部局室	
1	企業における事業	1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低	市民安全政策	
	継続体制の支援		下を防ぐため、ライフライン事業者や物流関係事業	室、箕面営業	
			者を含む企業版 BCP の策定を促進し、主体的に実	室	
			施できるよう支援する必要がある。		
2	交通機能の確保	1	国土軸の確保の観点から、広域交通インフラ(道	鉄道延伸室、	
			路・鉄道)の整備を進める必要がある。	道路整備室	
		2	物資の輸送を円滑に行うため、緊急交通路の通行機	道路整備室、	
			能確保、迅速な道路啓開体制を充実する必要があ	道路管理室	
			る。また、府と連携し、都市圏環状道路などの道路		
			ネットワークや鉄道ネットワークの整備が必要で		
			ある。		
3	エネルギー等の確	1	燃料の備蓄や企業との災害時の燃料供給に関する	市民安全政策	
	保		協定を締結するなどの燃料供給継続に向けた取り	室	
			組みを継続していく必要がある。		
		2	エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネル	市民安全政策	
			ギー等の自立・分散型エネルギーの導入や蓄電池・	室	
			燃料電池の利活用等を促進する必要がある。		
		3	ライフライン事業者に対し、災害により途絶した施	市民安全政策	
			設の応急措置や応急供給・サービス提供を行うよう	室	
			求めるとともに、迅速かつ的確な応急復旧を行える		
			よう連携を進める必要がある。		

5	5-2 食料等の安定供給の停滞				
	項	1		内容	担当部局室
1	民間事業	業者等との	1	物資供給に関する協定について、締結先である民間	市民安全政策
	物資調達	·供給体		事業者等の充実を図る必要がある。	室、箕面営業
	制連携	構築の充実			室
2	農業用加	色設の改修	1	災害時の被害を最小限に抑えるため、水路や擁壁等	公園緑地室、
	及び早期	阴復旧体制		の農業用施設の改修を計画的に行っている。また、	農業振興課
	構築			被災した農地や水路等の農業用施設の早期復旧に向	
				けた体制を構築している。今後も計画的な改修や体	
				制の確保や応急復旧対応については国・府とれ連携	
				した取り組みが必要である。	

目標 6

ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留め るとともに、早期に復旧させる

	6-1		ネット	・ワーク(発変電所、送配電設備)や都市ガス供給、石	油・LP ガスサ
			ェーン等の長期間にわたる機能停止		
	項目	3		内容	担当部局室
1	関係機関	関における	1	電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や	市民安全政策
	事業継続	売体制支援		都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の	室、箕面営業
	及び連携	隽強化		長期間にわたる機能停止を防ぐため、関連事業所の	室
				BCP や防災対策計画の策定を支援する必要がある。	
			2	燃料の備蓄や企業との災害時の燃料供給に関する	市民安全政策
				協定を締結するなどの燃料供給継続に向けた取組	室
				を進める必要がある。	
			3	関連事業者に対し、災害により途絶した施設の応急	市民安全政策
				措置や応急供給・サービス提供を行うよう求めると	室
				ともに、迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう連携	
				を進める必要がある。	
2	再生可能	ドエネルギ	1	エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネル	市民安全政策
	ー等の利	刊活用促進		ギー等の自立・分散型エネルギーの導入や蓄電池・	室、営繕室
				燃料電池の利活用等を促進する必要がある。	
3	電力・燃	燃料等の確	1	災害時のエネルギー確保の観点からコージェネレ	市民安全政策
	保			ーション、燃料電池のほか、蓄電池、太陽光発電等	室、営繕室
				の再生可能エネルギーを組み合わせた自立・分散型	
				エネルギー供給システムの構築に取り組む必要が	
				ある。	

6-2 上水道等の)長期間にわたる供給停止及び汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			
	項			内容	担当部局室
1	上下水流	道施設の確	1	上下水道等の長期間にわたる供給・機能停止を防ぐ	水道工務室、
	保			ため、上水道施設(管路・浄水施設・配水池等)や	下水道室、浄
				汚水処理施設(ポンプ場・管路等)の老朽化・耐震化	水室
				対策は計画的に進めている。引き続き継続した取り	
				組みが必要である。	
2	広域化学	等による連	1	災害時の相互応援協定等を基本とした水道事業者間	経営企画室
	携強化			での連携強化の働きかけや水の確保のための広域的	
				な応援体制を構築している。	
				[[元]] [[]	ではなるリング
			2	仮設トイレ等のし尿適正処理の広域的な支援の要	環境クリーン
				請・調整を行う災害時支援協定を締結している。	センター、環
					境整備室

6-3 交通インス		′フラ(の長期間にわたる機能停止	
	項 目		内容	担当部局室
1	交通インフラの整備・耐震化	1	広域交通インフラ (道路・鉄道)、鉄道ネットワーク や都市圏環状道路などの道路ネットワークの整備や 鉄道施設等の防災対策を進める必要がある。	道路整備室
2	道路の早期啓開	1	救助・救急活動等や物資の輸送を円滑に行うため、 緊急交通路の通行機能確保、迅速な道路啓開体制を 強化・充実する必要がある。	市民安全政策 室、道路管理 室

ϵ	5 - 4	防災インフラの長期間にわたる機能不全				
	項目			内容	担当部局室	
1	防災空間	間の整備・	1	避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応	市民安全政策	
	充実			急対策活動の円滑な実施を図るため、都市基盤施設	室、公園緑地	
				の効果的整備に努めるとともに、農地など貴重なオ	室、農業振興	
				ープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公	課	
				営住宅などの公共施設等の有効利用を図り、防災空		
				間の確保に継続して取り組む必要がある。		

2	都市基盤施設の整 備の推進	1	道路、公園、河川等の都市基盤施設については、災 害時において、その機能を十分に発揮できるように 整備を継続していく必要がある。	道路整備室、 道路管理室、 公園緑地室
		2	市街化の進展に伴う雨水流出量の増大に対処するため、河川、水路、ため池の水害予防対策と下水道施設の整備を計画的に進めていうる。今後も継続しての取り組みが必要がある。	水防・土砂災 害対策推進 室、公園緑地 室、下水道室
3	ライフライン施設 の災害予防対策の 推進	1)	市及びライフライン関係事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、計画的な施設・設備の更新に加え、平常時から施設・設備の管理に努め、強化、保全を継続して取り組んでいく必要がある。	市民安全政策 室、箕面営業 室、上下水道 局
4	緊急輸送体制の整 備	2	陸上輸送及び航空輸送等、災害時の緊急輸送活動に 必要となる輸送手段・輸送拠点を把握・点検すると ともに、平常時より、災害時に備えた民間事業者等 との協力体制の推進に努めていく必要がある。	市民安全政策 室、交通政策 室

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7	7-1 地震に伴う	5 市街		
	項目		内容	担当部局室
1	都市の不燃化対策	1	都市の不燃化を促進するため、市街地における火災 の危険を防除する必要がある地区は、防火、準防火 地域の指定を行っているが、適宜見直しを行う必要 がある。	まちづくり政 策室
		2	広幅員道路の整備等による延焼遮断帯の整備などの 対策を進める必要がある。	道路整備室、 公園緑地室
		3	区画整理事業、市街地再開発事業、道路・街路整備 事業、公園整備事業などの市街地整備や施設整備に より、良質な市街地形成を進める必要がある。	まちづくり政 策室、審査指 導室、道路管 理室、道路整 備室、公園緑 地室
2	空き家等の適正管 理	1	大規模火災時の延焼防止のため、管理不全空き家の 所有者に対して、指導文書の発送等必要な措置を実 施している。引き続き所有者に対し状況の改善を促 す必要がある。	環境動物室
3	消防・救急体制の充実	1	大規模火災による被害を軽減するため、消防防災施設や消防車両等の計画的な整備を行い消防力の充実強化を図るとともに、消防団の活動強化や消防用水の確保等を進めている。今後も継続して取り組む必要がある。	消防総務室、消防企画室
4	消防体制の広域化	1	緊急消防援助隊等の受け入れ体制整備等、消防体制 の広域化について、効果的な体制について検討し、 現行計画を更新していく必要がある。	市民安全政策 室、消防総務 室、消防企画 室
5	防災意識の向上	1	市民の防災意識の向上を図るため、出前講座や広報 紙による各種啓発活動の継続や防災訓練の実施を推 進していく必要がある。	市民安全政策室

		2	文化財の所有者・管理者の防災意識を啓発し、消火 栓の設置等の対策を進められるよう国・府と連携し た取り組みを行う必要がある。	文化国際室
6	危険性の周知	1	震災等に伴う大規模火災を防ぐため、危険性が高い 地域の確認を行い火災防御計画を策定している。ま た、火災の危険性を地域住民に周知するため、住宅 防火指導等を実施している。引き続き、密集市街地 等をはじめとする危険性が高い地域住民への防火意 識の啓発強化が必要である。	予防室、消防 企画室
7	避難行動支援	1	住民が安全な避難を行うため、災害時の指定避難所、 広域避難地及び一時避難地は指定済であるため、今 後は、タイムラインの考え方や避難経路等の周知と あわせて啓発を行っていく必要がある。	市民安全政策室
		2	災害時に高齢者、障害者等の避難行動要支援者の安 否確認や避難誘導等の支援が円滑に行われるよう、 「避難行動要支援者名簿」の定期的な更新などを継 続していく必要がある。	市民安全政策 室、健康福祉 政策室、高齢 福祉室、障害 福祉室

7-2 沿線・沿道		道の貧	の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺			
	項目	1		内容	担当部局室	
1	1 交通麻痺の予防		1	交通麻痺を防ぐため、緊急交通路等の通行機能を確	道路整備室、	
				保するとともに、緊急交通路の道路施設や沿道のイ	道路管理室、	
				ンフラ施設の老朽化・耐震化対策などが必要である。	下水道室、水	
					道工務室	
2	道路の早	早期啓開	1	緊急交通路の通行機能確保、迅速な道路啓開体制を	市民安全政策	
				強化・充実する必要がある。	室、道路管理	
					室	

7	7-3		方災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による 高者の発生			
	項目			内 容	担当部局室	
1	1 土砂、山地災害対策		1	防災インフラ等の損壊・機能不全を防ぐため、ため 池の防災・減災対策や森林整備などを実施する必要 がある。	市民安全政策 室、公園緑地 室	
			2	豪雨等があった際には、流出堆積した流木・土砂を 早期に撤去することが必要である。	水防・土砂災 害対策推進室	
2	2 避難情報等の適正 化		1	避難情報発令の判断は地域防災計画に基づき適切に 行っている。法改正により避難情報が変更された場 合は、避難情報発令の判断・伝達マニュアルについ て、適宜、見直していく必要がある。	市民安全政策 室	
			2	防災行政無線、防災スピーカー、市ホームページ、 SNS、コミュニティ FM 放送等あらゆる手段を活用 して災害時の情報伝達を実施している。引き続き情 伝達手段の多重化を図っていく必要がある。	市民安全政策 室、箕面広報 室	
			3	市ホームページ等により、外国人市民へ適切な避難 情報を提供している。今後はコミュニティ FM 放送 での外国語による定時放送を実施していく必要があ る。	市民安全政策 室、箕面広報 室、文化国際 室	

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃					
	項目			内容	担当部局室
1	有害物質	質の拡散防	1	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃を防	環境動物室、
	止			ぐため、火薬類・高圧ガス製造事業者の保安対策や、	予防室
				管理化学物質等の管理について、事業者への立入検	
				査・指導等を行っている。引き続き事業者による自	
				主管理の強化対策を実施していく必要がある。	

7	7-5	農地・山林	木等の	等の被害による国土の荒廃		
	項目			内容	担当部局室	
1	土砂・口	山地災害対	1	農地・山林等の被害による国土の荒廃を防ぐため、	公園緑地室、	
	策及び与	早期復旧		被災農地・山林等の早期復旧、急傾斜地整備などの	農業振興課、	
				施策については、急傾斜地崩壊対策事業などを実施	水防・土砂災	
				している。応急復旧についても、国・府と連携した	害対策推進室	
				引き続きの取り組みが必要である。		
			2	農地・山林の荒廃を防ぐため、鳥獣害対策の強化、	公園緑地室、	
				自然公園や里山等の整備やボランティア等による	農業振興課、	
				森林整備・保全活動に対する助成等を実施してお	環境動物室	
				り、今後も継続しての取り組みが必要がある。		

目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8	3-1	十 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事			態
	項目			内容	担当部局室
1	処理体制	別の確保	1	災害廃棄物の適正処理に関する収集運搬体制の確	市民安全政策
				立、施設の強靭化などを定めた廃棄物処理計画を策	室、環境クリ
				定している。	ーンセンタ
					ー、環境整備
					室
			2	被災地のみで衛生環境の保持が困難な場合に備え、	環境クリーン
				広域的な応援体制の構築や支援の調整を行う災害時	センター、環
				支援協定を締結している。	境整備室
2	人材育原	艾	1	家庭等から災害廃棄物を早期に搬出するためには、	箕面市社会福
				災害ボランティアによる支援が不可欠であることか	祉協議会地域
				ら、災害ボランティアの登録制度の強化・充実を図	福祉推進課
				る必要がある。	
			2	ボランティアコーディネーターの育成や個人のスキ	箕面市社会福
				ルアップのための研修などを継続して実施していく	祉協議会地域
				必要がある。	福祉推進課

8-2		復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者				
		等)の不足	等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態			
	項目			内容	担当部局室	
1	被災者习	支援体制の	1	早期の被災者支援のため、罹災証明発行及び住家被	税務課、固定	
	強化			害認定を迅速に行えるよう、引き続きシステム整備	資産税室	
				の検討も含め、迅速な被災者支援を行える体制の強		
				化・充実が必要である。		

Ş	3-3	広域地盤沒	龙下 领	等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復 興	興が大幅に遅れ
	る事態				
	項	1		内容	担当部局室
1	防災空間	間の整備・	1	避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応	市民安全政策
	充実			急対策活動の円滑な実施を図るため、都市基盤施設	室、公園緑地
				の効果的整備に努めるとともに、農地など貴重なオ	室、農業振興
				ープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公	課
				営住宅などの公共施設等の有効利用を図り、防災空	
				間の確保に継続して取り組む必要がある。	
2	都市基盤	盤施設の整	1	道路、公園、河川等の都市基盤施設については、災	道路整備室、
	備の推済	進		害時においてその機能を十分に発揮できるように整	道路管理室、
				備を継続していく必要がある。	公園緑地室
			2	市街化の進展に伴う雨水流出量の増大に対処するた	水防・土砂災
				め、河川、水路、ため池の水害予防対策と下水道施	害対策推進
				設の整備を計画的に進めていく必要がある。	室、公園緑地
					室、下水道室
3	ライフラ	ライン施設	1	市及びライフライン関係事業者は、地震、風水害を	市民安全政策
	の災害	予防対策の		はじめとする各種災害による被害を防止するため、	室、箕面営業
	推進			計画的な施設・設備の更新に加え、平常時から施設・	室
				設備の管理に努め、強化、保全を継続して取り組ん	
				でいく必要がある。	
	1				ı

8	8 - 4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による 文化の衰退・損失			る有形・無形の
	項丨			内容	担当部局室
1	文化財の防災対策(①		(対策 ① 貴重な文化財や環境的資産の喪失を避けるたれ財の防災対策等として、所有者・管理者の 識啓発、消火訓練の実施、消火栓の設置・改 については、国・府と連携し働きかけを進め 今後は文化財保存活用計画策定に取り組む必 る。		文化国際室
2	2 地域コミュニティの維持		1	地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失を回避するため、応急仮設住宅の早期供給体制の整備、住宅関連情報の提供、復旧資機材(建設資材・木材・機械等)の調達・確保、被災者の生活再建支援(雇用機会の確保など)など被災者生活再建支援の充実を図る必要がある。	建築室、地域 活性化室、営 繕室

8-5 事業用地の る事態		の確保)確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れ			
		- 7	ı		Г	
	項目			内容	担当部局室	
1	土地活月	用体制の充	1	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の	まちづくり政	
	実			整備が進まず復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、	策室、地域活	
				地籍調査による土地境界の確定、復興に向けた土地	性化室、建築	
				利用方針の早期公表、住宅等の早期供給体制の整備、	室、営繕室	
				中小企業等の事業再開のための措置などの施策が必		
				要である。		

箕面市強靭化地域計画

令和4年2月

発行: 箕面市総務部市民安全政策室 〒562-0003 箕面市西小路四丁目6番1号 電話 (072) 724-6750 ホームページhttps://www.city.minoh.lg.jp/